

あなたのかわりに申請書を作ります。署名するだけで、手続きが完了！

「書かないワンストップ窓口」始めます

主催	加古川市市民課
日時	令和5年2月6日から
場所	市民課 特設窓口
	<p>証明書の交付申請や転入手続きの際、本人確認書類の提示と署名のみで手続きが完了する「書かないワンストップ窓口」を運用します。この窓口では、職員が来庁者の用件を聞き取り、手続きに必要な申請書を代行作成します。来庁者は住所・氏名・生年月日等がプレ印字された申請書の内容を確認し、署名のみ行います。</p> <p>また、受付後の事務の流れを見直し、証明書発行業務や住民異動情報の入力業務の一部にRPAを活用することで、事務の効率化も図ります。</p> <p><対象となる手続き></p> <ul style="list-style-type: none">・証明書交付申請（住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書など）・加古川市への転入手続き ※対象手続きを順次拡大予定。 (マイナポータルから転出のオンライン申請をした人のみ)
内容	<p><見込める効果></p> <ul style="list-style-type: none">◆市民サービスの向上<ul style="list-style-type: none">・申請書を代行作成することで、来庁者が申請書に記入する手間を削減。・複数の手続きを書かないワンストップ窓口で代行受付することで、来庁者が複数窓口を回る手間を削減。・転入手手続きの際には、世帯の状況に応じた「手続き案内書」をシステムから出力してお渡しすることで、来庁者の手続き漏れを防止。◆受付・事後処理事務の効率化<ul style="list-style-type: none">・システムの申請書作成機能やガイド機能の活用により、精度の高い申請書の作成が可能となり、追記・加筆・補記の削減など、受付事務を効率化。・システムの申請データ出力機能とRPAの活用により、各種証明書の発行や他システムへの入力更新処理を自動化し、事後処理事務を効率化。 <p>(初めて · 恒例 · ●回目)</p>
対象	加古川市に住民登録している人・本籍のある人・転入する人
目的・背景 その他	全国の自治体にて令和5年2月6日に開始する「引越しワンストップサービス」への対応、市民サービスの向上、受付・事後処理事務効率化
市ホームページ	掲載済み · 掲載予定 · 掲載しない
広報かこがわ	●月号に掲載 · 2月号に掲載予定 · 掲載しない

問合先

加古川市 市民課 窓口業務改革推進係（担当：磯野・星）
☎ 079-427-9077（内線2626）

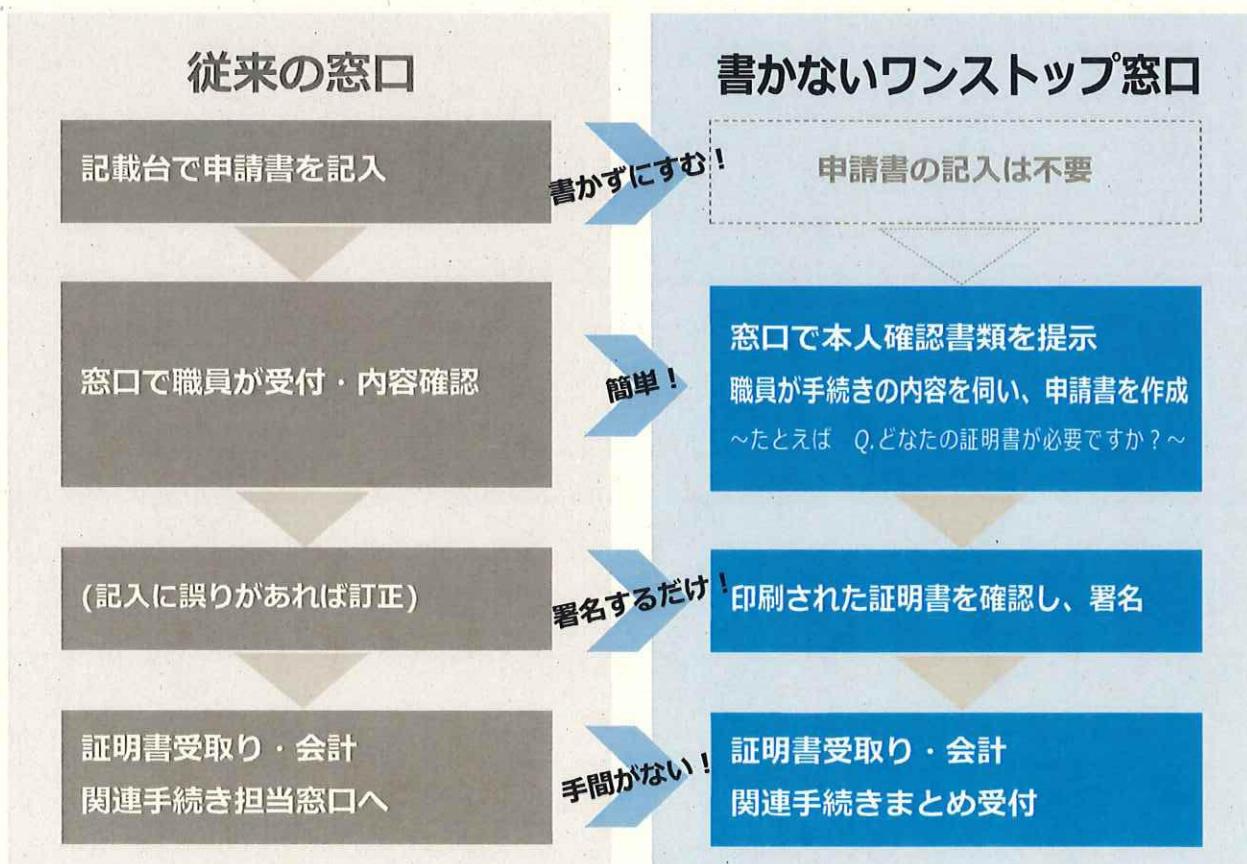
あなたのかわりに申請書を作ります。署名するだけで、手続きが完了！

「書かないワンストップ窓口」始めます

令和5年2月6日（月）から「書かないワンストップ窓口」の運用を開始します。この窓口では、本人確認できるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）の提示と署名のみで、証明書の交付申請手続きが完了します。

また、マイナポータルで転出のオンライン申請をした人が加古川市へ転入する場合、転入にかかる複数の手続きの申請書を職員が代わりに作成し、まとめて受付・案内を行います。

● 窓口での申請の流れ



● できる手続き

- ・証明書の交付申請（住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書など）
- ・加古川市への転入手続き（マイナポータルから転出のオンライン申請をした人のみ）※順次拡大予定

問合先：加古川市 市民課 窓口業務改革推進係（079-427-9077）